

横浜市と茅ヶ崎市が、マイナンバーカードと医療証の 一体化に向けた取組(PMH)を県内で初めて実施します

【対象制度】

小児医療費助成

ひとり親
医療費助成

重度障害者
医療費助成

【事業開始（予定）】

令和7年4月1日から

【PMHの概要】 ※PMH事業の詳細はURL又は二次元コードよりご確認ください

- ・ P u b l i c M e d i c a l H u b の頭文字をとってPMHと言います。
- ・ PMHとは、自治体から医療機関及び受給者へ医療費助成情報を提供するために、デジタル庁が開発したサービスのことです。
- ・ 自治体がこのサービスに地方単独（小児・ひとり親・重度障害者）医療費助成情報とマイナンバーの情報を登録することで、それを医療機関及び受給者が閲覧することができるというものです。

医療機関における実施の効果

患者が医療費助成情報の提供に同意した場合、オンライン資格確認端末の共用フォルダに医療費助成情報結果ファイル（XML形式）が出力されます。出力されたファイルをレセコンに取り込むことで、レセコンへの手入力を省略することができます。

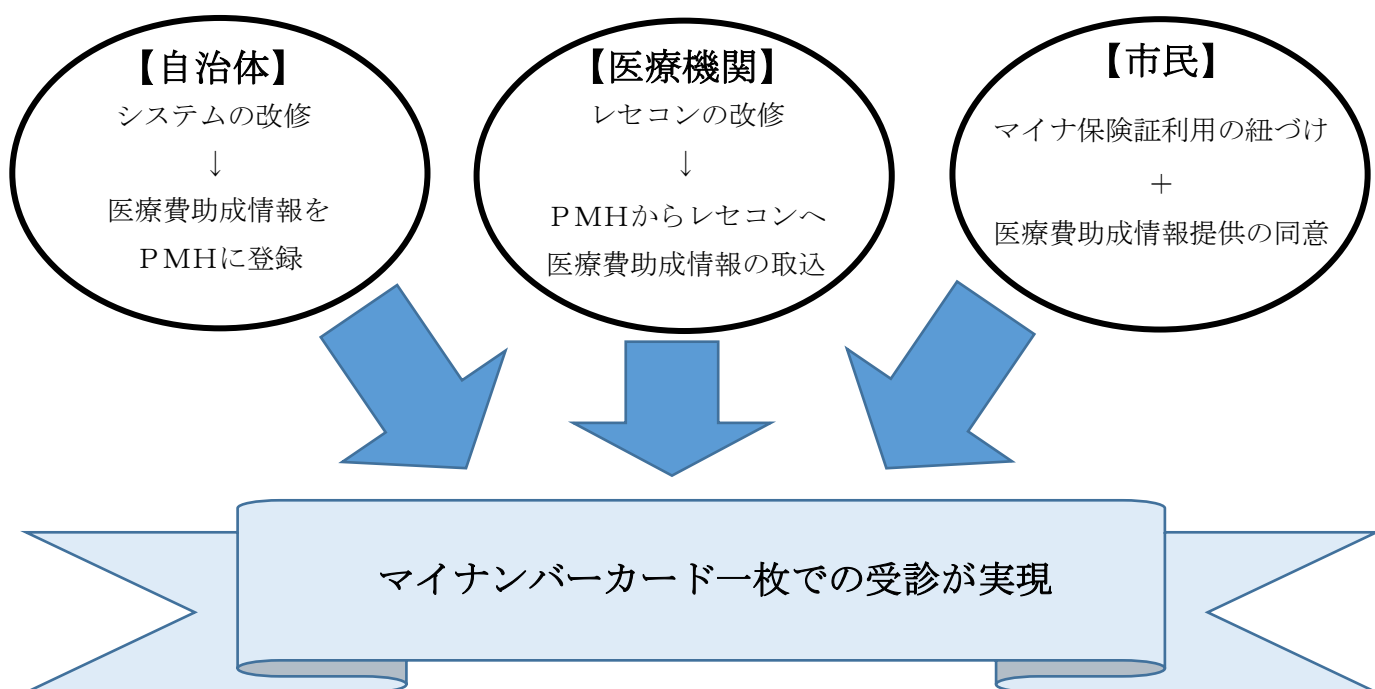
※PMH事業について（デジタル庁ホームページ）

URL：<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>



【裏面あり】

【PMH事業は各主体が取組を進めることで実現】



【医療機関様にお願いしたいこと】

- ・横浜市及び茅ヶ崎市はPMH事業を実施することを各市の広報紙等により市民に周知しますが、市民がマイナンバーカードでの医療証利用を実現するためには、上記のとおり医療機関様側のレセコンの改修が必要です。
- ・国としては順次、参加自治体を拡大しつつ、令和8年度以降、全国展開の体制を構築していく方針としています。

こうした状況を踏まえて

レセコンの改修に積極的にお取組いただきますようお願いいたします

【注意事項】

レセコンの改修に関しましては各医療機関のレセコンベンダへお問合せください。

事務担当：横浜市健康福祉局生活福祉部医療援助課 佐藤
(電話) 045-671-4115 (FAX) 045-664-0403
(メール) kf-iryoenjo@city.yokohama.kanagawa.jp
茅ヶ崎市こども政策課手当給付担当 藤田
(電話) 0467-81-7169 (FAX) 0467-82-1435
(メール) kodomoseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp